

山 青 森 県 報

号外第三十四号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七―三(県税事務手当)の一部を改正する規則……………	(職員課) ……	二
○人事委員会規則七―一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	二
○人事委員会規則七―一九(給料の調整額)の一部を改正する規則……………	(同) ……	二
○人事委員会規則七―二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	二
○人事委員会規則七―三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則……………	(同) ……	二
○人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………	(同) ……	三
○人事委員会規則七―四七(産業教育手当の支給を受ける実習手の範囲)の一部を改正する規則……………	(同) ……	四
○人事委員会規則七―五一(へき手当等)の一部を改正する規則……………	(同) ……	四
○人事委員会規則七―五六(定時制通信教育手当の支給を受ける実習手の範囲)の一部を改正する規則……………	(同) ……	六
○人事委員会規則七―六五(宿日直手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	六
○人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	六

○人事委員会規則七―七〇(農薬散布作業手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	三
○人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	三
○人事委員会規則七―八三(衛生検査手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	三
○人事委員会規則七―九〇(夜間看護手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	四
○人事委員会規則七―九二(特殊自動車運転作業手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	五
○人事委員会規則七―九八(家畜診療手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	五
○人事委員会規則七―一〇六(用地買収交渉手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	五
○人事委員会規則七―一一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(同) ……	五
○人事委員会規則七―一二一(退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則)の一部を改正する規則……………	(同) ……	七
○人事委員会規則七―一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	七
○人事委員会規則七―一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	七
○人事委員会規則七―一七〇(災害応急作業等手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	八

- 人事委員会規則一三一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………（ 同 ） ……一六
- 人事委員会規則一三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則……………（ 同 ） ……一五

人 事 委 員 会

人事委員会規則七一三（県税事務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七一三（県税事務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一三（県税事務手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ア中「又は管理課」を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「常時勤務の者に限る」を「常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ」に、「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、同条第三号及び第六号中「常勤の」を削り、同条第七号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定

する短時間勤務の職を占める職員」を「再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七一九（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一のさわらび園の項中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士（以下「看護婦等」を「看護師及び准看護師（以下「看護師等」に改め、同表の中央病院及びつくしが丘病院の項中「看護婦等」を「看護師等」に改め、同表の精神保健福祉センターの項中「保健婦、保健士、看護婦及び看護士」を「保健師及び看護師」に改め、同表の盲学校、ろう学校及び養護学校の項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七一七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「警察官」を「警察職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三八（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号並びに第五条第一項第一号及び第二号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

第七条中「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

第八条第一号中「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に改め、同条第二号中「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に、「家畜保健衛生所」を「農林水産事務所」に改める。

第九条中「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に、「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第三十七条中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例

第六十九号）第二条第一項の規定により派遣された職員

別表第一の教育職給料表(一)級別標準職務表一級の欄中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

別表第一の医療職給料表(一)級別標準職務表二級の欄第一項中「保健所、」を「健康福祉こどもセンターの保健部長又は」に改める。

別表第一の医療職給料表(二)級別標準職務表五級の欄第二項を削り、同欄第三項中「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に改め、同項を同欄第二項とし、同表六級の欄第二項及び同表七級の欄第二項中「又は家畜保健衛生所」を削る。

別表第一の医療職給料表(三)級別標準職務表一級の欄中「准看護婦又は准看護士」を「准看護師」に改め、同表二級の欄第一項中「看護婦又は看護士」を「看護師」に改め、同欄第二項中「保健婦、保健士又は助産婦」を「保健師又は助産師」に改め、同表三級の欄中「主任看護婦若しくは主任看護士」を「主任看護師」に改め、同表四級の欄中「総括主任看護婦若しくは総括主任看護士」を「総括主任看護師」に改め、同表五級の欄第一項中「看護婦長」を「総括主任看護師、看護班長又は主任看護師」に改め、同欄第二項中「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に改め、同表六級の欄中「総看護婦長又は副総看護婦長」を「看護局次長、看護部長、看護指導監又は副看護部長」に改め、同表七級の欄中「総看護婦長」を「看護局長」に改める。

別表第二の行政職給料表級別資格基準表の備考第一項の表の注(2)中「無線従事者の操作の範囲等を定める政令（平成元年政令第三百二十五号）」を「電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）」に改める。

別表第二の教育職給料表(一)級別資格基準表の表中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

別表第二の医療職給料表(三)級別資格基準表の表中

保健婦 助産婦 看護婦	短大卒	大学卒
准看護婦	准看護婦 養成所卒	

を

保健師 助産師 看護師	短大卒	大学卒
准看護師	准看護師 養成所卒	

に改め、同表の備考第一項を

削り、同表の備考第二項中「准看護婦養成所卒」を「准看護師養成所卒」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、「養成所」の次に「（平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所を含む。）」を加え、同項を同表の備考第一項とし、

同表の備考第三項中「保健婦及び助産婦」を「保健師及び助産師」に、「看護婦免許」を「看護師免許」に改め、同項を同表の備考第二項とする。

- 別表第三の高校卒の欄第三号(1)を次のように改める。
- (1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業
別表第三に備考として次のように加える。

備考
この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校及び准看護師養成所を含む。

別表第六の教育職給料表(一)初任給基準表の表中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。
別表第六の医療職給料表(三)初任給基準表の表中

保健婦 助産婦	大学卒	保健師 助産師	大学卒
	短大三卒		短大三卒
看護婦	短大三卒	看護師	短大三卒
	短大二卒		短大二卒
准看護師	准看護師養成所卒	准看護師	准看護師養成所卒

を

に改め、同

表の備考第一項中「保健婦」、「看護婦」及び「准看護師」並びに「准看護婦養成所卒」を「准看護師養成所卒」に改め、「それぞれ」及び「第二項」を削り、同表の備考第二項中「備考第三項」を「備考第二項」に改め、同表の備考第三項中「准看護婦」を「准看護師」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦、助産婦又は看護婦」を「保健師、助産師又は看護師」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四七（産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―四七（産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四七（産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

- 「谷地頭小学校」三沢市谷地頭一丁目一七五二の一
- 「中野沢小学校」むつ市大字中野沢字上山道八の二を

「谷地頭小学校」三沢市谷地頭一丁目一七五二の一に、

「芦 菖 小 学 校」西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦菖町字響
滝六〇の九

長 平 小 学 校 西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲
を

出来島小学校 西津軽郡木造町大字出来島字雉子
森堀切二二九

「長 平 小 学 校」西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲
に、

西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲
音羽山六四の二二三

「岩崎南小学校 富泡小学校清水分校 西津軽郡車力村大字富泡字清水二 八の一 を	「岩崎南小学校 西津軽郡岩崎村大字黒崎字小浜一 六一 に、	「下前小学校 北津軽郡小泊村字漆流三六の一 を	「野々上小学校 上北郡七戸町字中村五五 を	「下前小学校 北津軽郡小泊村字漆流三六の一 に、	「天ヶ森小学校 三沢市大字天ヶ森字天ヶ森一三三の 二八三 を	「浦田小学校 東津軽郡平内町大字茂浦字後泡六 の二 を	「稲生小学校 東津軽郡平内町大字稲生字月泊山 五六 を	「鳴沢小学校山田野分 西津軽郡鱒ヶ沢町大字建石町字大 曲二一七の二 校	「浦田小学校 東津軽郡平内町大字茂浦字後泡六 の二 校	「稲生小学校 東津軽郡平内町大字稲生字月泊山 五六 校	「葛川小学校 南津軽郡平賀町大字葛川字家岸一 三 校	「倉岡小学校 上北郡七戸町字鶴児平一七四 三 校	「葛川小学校 南津軽郡平賀町大字葛川字家岸一 三 校
---	--	-------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

「芦泡小学校第二松代 分校 西津軽郡鱒ヶ沢町大字松代町字白 沢二〇三の二 を	「長慶平小学校 西津軽郡深浦町大字上長慶平字芦 泡二七 を	「中村小学校第二松代 分校 西津軽郡鱒ヶ沢町大字松代町字白 沢二〇三の二 に改める。	別表第一の中学校の表中	「小泊中学校 北津軽郡小泊村字鮫貝一九六の一 八八 を	「野々上中学校 上北郡七戸町字中村五五 八八 を	「小泊中学校 北津軽郡小泊村字鮫貝一九六の一 八八 に、	「天ヶ森中学校 三沢市大字天ヶ森字天ヶ森一三三の 二八三 を	「小国中学校 南津軽郡平賀町大字小国字川原田 一一の一 を	「小国中学校 南津軽郡平賀町大字小国字川原田 一一の一 に、	「鱒ヶ沢第一中学校第 二松代分校 西津軽郡鱒ヶ沢町大字松代町字白 沢二〇三の二 を	「長慶平中学校 西津軽郡深浦町大字上長慶平字芦 泡二七 を	「鱒ヶ沢第一中学校第 二松代分校 西津軽郡鱒ヶ沢町大字松代町字白 沢二〇三の二 に改める。	別表第二の小学校の表中	「六川目小学校 三沢市六川目二丁目一〇〇の七 を	「金谷沢小学校 むつ市大字奥内字金谷沢一の二八 を	「六川目小学校 三沢市六川目二丁目一〇〇の七 に、
--	--	--	-------------	--------------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	---	--	---	---	--	---	-------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

〔越水小学校〕西津軽郡木造町大字越水字神山三五の

二

〔蓮川小学校〕西津軽郡木造町大字蓮川字宝船二九

兼館小学校 西津軽郡木造町大字兼館字佐野八二

吹原小学校 西津軽郡木造町大字丸山字竹鼻九二の

二

〔蓮川小学校〕西津軽郡木造町大字蓮川字宝船二九

兼館小学校 西津軽郡木造町大字兼館字佐野八二

〔関根橋小学校〕下北郡大畑町大字正津川字大畑道二三

〔関根橋小学校〕下北郡大畑町大字正津川字大畑道三二

の四

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五六（定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―五六（定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五六（定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―六五（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―六五（宿日直手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。第二条第二項第五号中「消防防災課」を「防災消防課」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。別表（第二条関係）

区分	職	支給割合
知事の事務局	政策審議監 本庁部長 中央病院長 中央病院副院長	百分の二十五
	本庁理事 チームリーダー 東京事務所長 自治研修所長 保健大学事務局長	百分の二十三

〔職務の級行政職給料表十一級のものに限る。〕

<p>中央病院看護局長 中央病院事務局長 本庁部次長 副出納長 中央病院医療局長 中央病院救命救急センター長 つくしが丘病院長</p> <p>参事 美術館整備推進監 本庁課長〔人事委員会の定めるところによるものに限る。〕 チームリーダー〔職務の級行政職給料表十級のものに限る。〕 自治研修所次長 環境保健センター所長 健康福祉こどもセンター所長 保健大学副学長 中央病院事務局次長 つくしが丘病院事務局次長 産業技術開発センター所長 八戸工科学院長 農林水産事務所長 農業研究推進センター所長 グリーンバイオセンター所長 水産試験場長 県土整備事務所長</p> <p>本庁課長（支給割合百分の十八のものを除く。） 本庁室長〔課に置く室に置くもの以外のもので、職務の級行政職給料表九級のものに限る。〕 東京事務所次長 県税事務所長 消防学校長</p>		<p>百分の十八</p>	<p>百分の二十</p>
--	--	--------------	--------------

<p>鉄道管理事務所長 消費生活センター所長 男女共同参画センター所長 環境保健センター次長 健康福祉こどもセンター総務企画室長 健康福祉こどもセンター保健部長 健康福祉こどもセンター福祉部長 健康福祉こどもセンターこども相談部長 保健大学学部長 保健大学学学生部長 保健大学附属図書館長 保健大学健康科学研究研修センター長 保健大学事務局次長 中央病院医療局の次長並びに科の長並びに臨床検査部、集中治療部、輸血部及び薬剤部の長 中央病院看護局次長 つくしが丘病院副院長 つくしが丘病院医務局長 つくしが丘病院医務局部長 つくしが丘病院看護部長 子ども自立センターみらい所長 あすなる学園長 さわらび園長 十和田食肉衛生検査所長 田舎館食肉衛生検査所長 精神保健福祉センター所長 県外情報センター所長 計量検定所長 産業技術開発センター次長 工業試験場長 機械金属技術研究所長 高等技術専門校長（支給割合百分の十二のものを除く。）</p>			
---	--	--	--

<p>総務学事課情報公開室長</p> <p>チームリーダー 〔支給割合百分の二十三及び百分の十八のものを除く。〕</p>	<p>総括副参事 身体障害者更生相談所長 総括研究管理監</p>	<p>農林水産事務所次長 東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所長 上北地方農林水産事務所十和田家畜保健衛生所長 農林水産事務所漁港漁場整備事務所長 〔支給割合百分の十のものを除く。〕</p> <p>農業研究推進センター次長 農業試験場長 畑作園芸試験場長 フラワーセンター所長 りんご試験場長 畜産試験場長 農業大学校長 宮農大学校長 農産物加工指導センター所長 林業試験場長 水産増殖センター所長 水産物加工研究所長 下北ブランド研究開発センター所長 内水面水産試験場長 県土整備事務所次長 青森空港管理事務所長 県土整備事務所ダム建設所長 県土整備事務所都市公園事務所長 県土整備事務所港湾管理所長 〔支給割合百分の十二のものを除く。〕</p>
<p>百分の十二</p>	<p>百分の十四</p>	

<p>文化・スポーツ振興課県史編さん室長 青少年・男女共同参画課こどもの文化推進室長 環境政策課廃棄物・不法投棄対策室長 商工政策課物産・貿易振興室長 経営振興課街づくり商業振興室長 文化観光推進課イベント・コンベンション推進室長 労政・能力開発課地域雇用対策室長 農林水産政策課農業改良普及室長 林政課県産材振興室長 監理課東北新幹線室長 港湾空港課空港整備推進室長 都市計画課公園整備推進室長 県税事務所次長 消防学校副校長 鉄道管理事務所次長 消費生活センター次長 男女共同参画センター次長 環境保健センター環境管理事務所長 白神山地ビクターセンター館長 健康福祉こどもセンター保健部次長 健康福祉こどもセンター福祉部次長 健康福祉こどもセンターこども相談部次長 保健医長 中央病院看護指導監 つくしが丘病院副看護部長 十和田食肉衛生検査所次長 子ども家庭支援センター所長 あすなろ学園次長 さわらび園次長 精神保健福祉センター次長 精神保健医長 企業誘致東京情報センター次長</p>

福岡情報センター次長 工業試験場次長 機械金属技術研究所次長 むつ高等技術専門校長 木造高等技術専門校長 高等技術専門校教頭 八戸工科学院副学院長 障害者職業訓練校長 農林水産事務所地域農業改良普及センター所長 農林水産事務所水産事務所長 農林水産事務所家畜保健衛生所長 三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所長 グリーンバイオセンター次長 農業試験場次長 畑作園芸試験場次長 フラワーセンター次長 りんご試験場次長 りんご試験場県南果樹研究センター所長 畜産試験場次長 畜産試験場和牛改良技術センター所長 畜産試験場和牛改良資源センター所長 農業大学校教頭 営農大学校教頭 農産物加工指導センター次長 林業試験場次長 水産試験場次長 水産増殖センター次長 水産物加工研究所次長 下北ブランド研究開発センター次長 内水面水産試験場次長	〔支給割合百分の十六のものを除く〕
---	-------------------

海洋学院長 新幹線事務所長 青森空港管理事務所次長 弘前県土整備事務所日屋ダム管理所長 十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所長 副参事 私学振興推進監 税務指導監 土木工事検査監 建築工事検査監 設備工事検査監 広域行政推進監 IT政策推進監 NPO・ボランティア推進監 環境影響評価指導監 施設監査指導監 健康づくり指導監 歯科衛生指導監 看護指導監 薬事指導監 介護保険推進監 まごころケア推進監 医療指導監 子ども虐待防止推進監 福祉のまち推進監 自治体病院機能再編成推進監 文化観光推進監 農政推進監 水産行政推進監 農林建築指導監 流通加工指導監 農産園芸指導監	百分の十
--	------

りんご果樹指導監
畜産指導監
総括林業専門技術員
森林土木専門監
農村計画調整監
土地改良指導監
水産振興推進監
漁港漁村整備推進監
企画調整監
水資源開発監
砂利採石指導監
七里長浜港利用促進監
自治研修所課長
自治研修所教授
職員診療所長
税務調査監
衛生指導監
歯科衛生推進監
健康づくり推進監
監査指導監
環境保健センター総務室長
保健大学学科長
保健大学人間総合科学科科目主任教授
保健大学健康科学研究研修センターの科の長
保健大学事務局総務課長
中央病院事務局総務課長
つくしが丘病院事務局次長
職業訓練指導監
生涯職業能力開発推進監
りんご生産指導監
畜産指導監
林務調整監

議会の事務部局	<p>農村整備調整監</p> <p>農林水産事務所総務室長</p> <p>農業研究推進センター室長</p> <p>研究調整監</p> <p>グリーンバイオセンター総務室長</p> <p>農業試験場総務室長</p> <p>農業試験場病害虫防除室長</p> <p>畑作園芸試験場総務室長</p> <p>畑作園芸試験場病害虫防除室長</p> <p>フラワーセンター総務室長</p> <p>りんご試験場総務室長</p> <p>畜産試験場総務室長</p> <p>農業大学校教授</p> <p>林業試験場総務室長</p> <p>水産試験場総務室長</p> <p>水産増殖センター総務室長</p> <p>用地専門監</p> <p>工事調整監</p> <p>建築調整監</p> <p>県土整備事務所総務室長</p>	百分の八
事務局	<p>環境保健センター六ヶ所放射線監視局長</p> <p>十和田食肉衛生検査所三戸支所長</p> <p>工業試験場分場長</p> <p>農林水産事務所水産業改良普及所長</p> <p>農業試験場支場長</p> <p>農業試験場分場長</p> <p>農産物加工指導センターつがる農産物加工センター所長</p> <p>弘前県土整備事務所遠部・久吉ダム管理所長</p>	百分の二十

教育委員会の事務局 事務局長 総合社会教育センター所長 総合学校教育センター所長	海区漁業調整委員会の事務局 事務局長	副参事 課長 参事	地方労働委員会の事務局 事務局長 参事	人事委員会の事務局 副参事 事務局長	選挙管理委員会の事務局 事務局長次長	監査委員会の事務局 副参事 課長 事務局長	総括副参事 課長 参事	事務局長次長 参事	事務局長次長 参事	参事	課長	総括副参事	副参事	事務局長	課長	副参事	事務局長次長	参事	事務局長次長
										百分の十八	百分の十八	百分の十八							

公立高等学校 公立中学校 公立小学校 養護学級 市町村立 学校職員 給職負担 昭和十三年 法律第三十 条及 第三十 二条	校長 副参事 スポーツ振興推進監 図書館活動推進監 郷土館課長	文化財保護課三内丸山遺跡対策室長 埋蔵文化財調査センター次長	総括副参事	郷土館副館長	少年自然の家所長 総合社会教育センター副所長 総合社会教育センター副所長 郷土館副館長	埋蔵文化財調査センター所長 図書館副館長 青年の家所長	本庁課長 教育事務所長	郷土館長	参事 郷土館長	教育次長	事務局長（職務の級行政職給料表八級のものに限る。） 教頭
百分の十二 （人事委員 会の定める ところによ るものにあ るは百分の 十六又は 百分の十四	百分の十	百分の十二	百分の十四	百分の十六	百分の十八	百分の十八	百分の十八	百分の十八	百分の二十	百分の二十 （教頭の十 五人委員 会の定める ところによ	

<p>に規定する学校</p>	<p>分校主事である教諭 事務長（支給割合百分の十のものを除く。）</p>	<p>百分の八</p>
<p>警察</p> <p>本部部長 首席監察官 首席参事官 警察学校長 警察署長（職務の級警察職給料表十級のものに限る。） 参事官 参事 警察署長（職務の級警察職給料表九級のものに限る。）</p>	<p>百分の二十</p>	<p>百分の十八</p>
<p>本部課長 科学捜査研究所長 監察官 理事官 管理官 機動捜査隊長 機動隊長 交通機動隊長 高速道路路交通警察隊長 警察学校副校長 警察署長〔支給割合百分の二十及び百分の十八のものを除く。〕 警察署副署長〔青森警察署、八戸警察署及び弘前警察署の副署長に限る。〕</p>	<p>百分の十六</p>	<p>百分の十四</p>
<p>総括副参事 総括研究管理官</p>	<p>百分の十四</p>	<p>百分の十四</p>

<p>監査室長 銃器対策室長 暴力団特別捜査隊長 調査官 警察署副署長（支給割合百分の十六のものを除く。）</p>	<p>百分の十二</p>
<p>施設調査官 会計指導官 会計調査官 研究管理官 副参事</p>	<p>百分の十</p>

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の規則七―六七の規定により指定されていた職にある職員のうちこの規則による改正後の規則七―六七（以下「改正後の規則」という。）により管理職手当の支給割合が引き下げられることとなる者に対する施行日以後の管理職手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正後の規則に基づく管理職手当の月額が施行日の前日における管理職手当の月額に達するまでの間、当該施行日の前日における管理職手当の月額に相当する額とする。
- 3 特別の事情により前項の規定によることができなない場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の管理職手当の月額を決定することができる。

平成十四年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介